

文化及びスポーツに関する施策の推進体制の強化を図るための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第八号

文化及びスポーツに関する施策の推進体制の強化を図るための関係条例の整備に関する条例

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の所管に関する条例の一部改正)

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の所管に関する条例(平成二十年佐賀県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)」を「次の各号に掲げる教育に関する事務」に改め、本則に次の各号を加える。

- 一 スポーツに関する事(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校における体育に関することを除く。)
- 二 文化に関する事(文化財の保護に関することを除く。)

(佐賀県本部設置条例の一部改正)

第二条 佐賀県本部設置条例(平成十六年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

五 文化及びスポーツに関する事。

(佐賀県スポーツ振興審議会条例の一部改正)

第二条 佐賀県スポーツ振興審議会条例(昭和二十七年佐賀県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「教育委員会又は知事」を「知事又は教育委員会」に改める。

第三条第二項中「委員は」を「委員は、」に、「教育委員会が知事」を「知事が教育委員会」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

第七条中「教育委員会事務局」を「くらし環境本部」に改める。

第八条中「教育委員会」を「知事」に改める。

(市村記念体育館設置条例の一部改正)

第四条 市村記念体育館設置条例(昭和二十八年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「佐賀県教育委員会」を「知事」に改め、同条第三項及び第四項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第四条第三項中「佐賀県教育委員会」を「知事」に改める。

第五条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(佐賀県総合運動場条例の一部改正)

第五条 佐賀県総合運動場条例(昭和四十四年佐賀県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「佐賀県教育委員会」を「知事」に改め、同条第三項及び

第四項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第五条第三項中「佐賀県教育委員会」を「知事」に改める。

第六条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(佐賀県総合体育館条例の一部改正)

第六条 佐賀県総合体育館条例(昭和六十一年佐賀県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「佐賀県教育委員会」を「知事」に改め、同条第三項及び

第四項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第五条第三項中「佐賀県教育委員会」を「知事」に改める。

第六条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(佐賀県ヨットハーバー条例の一部改正)

第七条 佐賀県ヨットハーバー条例(昭和六十三年佐賀県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「佐賀県教育委員会」を「知事」に改め、同条第三項及び

第四項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第七条中「のうち、使用料に関する事項については規則で、その他の事項

については教育委員会規則」を「は、規則」に改める。

(佐賀県少年自然の家設置条例の一部改正)

第八条 佐賀県少年自然の家設置条例(昭和五十年佐賀県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「社会教育施設」を「施設」に改める。

第三条第一項中「佐賀県教育委員会」を「知事」に改め、同条第三項及び

第四項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第四条第三項中「佐賀県教育委員会」を「知事」に改める。

第五条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(佐賀県立宇宙科学館条例の一部改正)

第九条 佐賀県立宇宙科学館条例（平成十年佐賀県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「佐賀県教育委員会」を「知事」に改め、同条第三項及び第四項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第四条第三項中「佐賀県教育委員会」を「知事」に改める。

第五条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の佐賀県スポーツ振興審議会条例、市村記念体育館設置条例、佐賀県総合運動場条例、佐賀県総合体育館条例、佐賀県ヨットハーバー条例、佐賀県少年自然の家設置条例及び佐賀県立宇宙科学館条例の規定により、佐賀県教育委員会がした処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に佐賀県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においてはこの条例による改正後のこれらの条例の規定により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該これらの条例の規定の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

第一条（地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の所管に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十四条の二の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務については、知事が管理し、及び執行することとする。</p> <p>一 スポーツに関すること（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>二 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十四条の二の規定に基づき、文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）については、知事が管理し、及び執行することとする。</p>

第二条（佐賀県本部設置条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（くらし環境本部の所掌事務）</p> <p>第三条 くらし環境本部は、県民生活及び環境に関する施策の総合的推進及び総合調整を行い、次の事務を所掌する。</p> <p>一 四略</p> <p>五 文化及びスポーツに関すること。</p>	<p>（くらし環境本部の所掌事務）</p> <p>第三条 くらし環境本部は、県民生活及び環境に関する施策の総合的推進及び総合調整を行い、次の事務を所掌する。</p> <p>一 四略</p>

第三条（佐賀県スポーツ振興審議会条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（所掌事務）</p> <p>第二条 審議会は、法第三十五条に規定するもののほか、知事又は教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して知事又は教育委員会に建議する。</p> <p>一 五略</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第二条 審議会は、法第三十五条に規定するもののほか、教育委員会又は知事の諮問に応じて、スポーツの振興に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会又は知事に建議する。</p> <p>一 五略</p>

改正後	改正前
<p>(組織) 第三条 略</p> <p>2 審議会の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から知事が教育委員会の意見を聴いて任命する。</p> <p>(庶務) 第七条 審議会の庶務は、くらし環境本部において処理する。</p> <p>(補則) 第八条 この条例に定めるもののほか、審議会に<u>関し必要な事項は、知事の承認を得て審議会が定める。</u></p>	<p>(組織) 第三条 略</p> <p>2 審議会の委員はスポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から教育委員会が知事の意見を聞いて任命する。</p> <p>(庶務) 第七条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。</p> <p>(補則) 第八条 この条例に定めるもののほか、審議会に<u>関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て審議会が定める。</u></p>

第四条 (市村記念体育館設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(指定管理者) 第三条 知事は、体育館の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(利用料金) 第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、<u>知事の承認を得なければ</u></p>	<p>(指定管理者) 第三条 佐賀県教育委員会は、体育館の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>4 指定管理者は、<u>教育委員会規則</u>で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(利用料金) 第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、<u>佐賀県教育委員会の承認</u></p>

改正後	改正前
<p>ばならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>認を得なければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>

第五条 (佐賀県総合運動場条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(指定管理者)</p> <p>第四条 知事は、運動場の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(指定管理者)</p> <p>第四条 佐賀県教育委員会は、運動場の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、教育委員会規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、佐賀県教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>

第六条（佐賀県総合体育館条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(指定管理者)</p> <p>第四条 知事は、体育館の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続は、規則で定める。</p>	<p>(指定管理者)</p> <p>第四条 佐賀県教育委員会は、体育館の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続は、教育委員会規則で定める。</p>
<p>(利用料金)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、佐賀県教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>
<p>改正後</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第六条 知事は、ヨットハーバーの管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続は、規則で定める。</p>	<p>改正前</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第六条 佐賀県教育委員会は、ヨットハーバーの管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続は、教育委員会規則で定める。</p>

第七条（佐賀県ヨットハーバー条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>4 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項のうち、使用料に関する事項については規則で、その他の事項については教育委員会規則で定める。</p>

第八条（佐賀県少年自然の家設置条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第一条 少年の健全な育成を図るため、自然の中で団体生活を通じ野外活動、自然観察、研修等を行う施設として、少年自然の家を設置する。</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第三条 知事は、少年自然の家の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続は、規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければ</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 少年の健全な育成を図るため、自然の中で団体生活を通じ野外活動、自然観察、研修等を行う社会教育施設として、少年自然の家を設置する。</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第三条 佐賀県教育委員会は、少年自然の家の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続は、教育委員会規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、佐賀県教育委員会の承</p>

改正後	改正前
<p>ばならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>認を得なければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>

第九条 (佐賀県立宇宙科学館条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(指定管理者)</p> <p>第三条 知事は、科学館の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(指定管理者)</p> <p>第三条 佐賀県教育委員会は、科学館の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、教育委員会規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、佐賀県教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>